

2018年11月22日

認証を受けていない整備工場における大型特殊自動車の分解整備について

このたび、分解整備を行うことの認証を受けていない当社の整備工場（以下、未認証工場）において、大型特殊自動車を対象に、分解整備を伴う作業を実施していたことが判明し、メーカーであるキャタピラージャパン合同会社を通じ、国土交通省に報告いたしました。

お客さまをはじめ関係の皆さまに、多大なご心配をお掛けすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

対象の大型特殊自動車を使用するお客さまへは、速やかに当社よりご案内申し上げ、認証を受けている整備工場にて安全確認の点検、整備を行ってまいります。

今後、再発防止に努めるとともに、改めて法令順守をはじめとしたコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

1 判明の経緯と対象台数

2018年10月24日付で国土交通省から発行された再調査依頼を受けた業界団体からの問い合わせを受け、2016年11月から2018年10月までの不適切な分解整備の実施についてキャタピラージャパン合同会社と調査を行った結果、全9か所の支店、営業所のうち、3か所の未認証工場で、対象大型特殊自動車5台に対する分解整備を伴う作業が行われていたことが判明しました。

なお、2018年11月22日現在、未認証工場での対象大型特殊自動車の分解整備を伴う作業に起因する不具合は発生しておりません。

2 原因

対象大型特殊自動車に対する道路運送車両法第49条で規定された分解整備を伴う作業は、道路運送車両法第78条により、地方運輸局長の認証を受けている整備工場で行うこととなっております。しかしながら本件は、当社特約販売店における当該法令の認識および遵守の徹底が図れていなかったため発生しました。

3 今後の対象大型特殊自動車への対応

今回対象の工事が実施された大型特殊自動車のご使用者の皆さまに、速やかにご連絡し、認証を受けている整備工場にて安全確認の点検・整備を実施いたします。

4 再発防止策

大型特殊自動車に、かかる分解整備を伴う作業を、ご使用者の皆さまからご依頼を受けた場合は、認証を受けている整備工場のみで対応することを徹底するとともに、全社員に教育を実施し、再発防止に努めてまいります。